

---

プロジェクト **四半期報告書制度の見直しへの対応**

項目 **本日の審議事項**

---

## I. 本資料の目的

1. 本資料は、本日の企業会計基準委員会において審議頂く事項の概要についてご説明することを目的としている。

## II. これまでの経緯

2. 第 526 回企業会計基準委員会（2024 年 5 月 22 日開催）では、四半期報告書制度の見直しに関連する課題として、今後、次の項目を検討することを提案した。
  - (1) 四半期会計基準等<sup>1</sup>と中間会計基準等<sup>2</sup>を統合した会計基準等の開発の要否
  - (2) 中間会計基準等に関連する他基準修正への対応
    - ① 中間会計基準等に関連する他の会計基準等のうち用語の置き換え
    - ② 中間会計期間の取扱いについて現行の会計基準等で取扱いが明らかでない項目の取扱い
3. 第 535 回企業会計基準委員会（2024 年 10 月 29 日開催）では、四半期会計基準等と中間会計基準等を統合した「（仮称）期中会計基準等」の開発を行うことを提案した。この場合の開発にあたっての基本的な方針として、企業の報告の頻度（年次、半期、又は四半期）によって、年次の経営成績の測定が左右されてはならないとする原則を採用することを提案した。
4. また、中間会計基準等において経過措置として定められた取扱いについては、次の取扱いとすることを提案した。
  - (1) 簡便的な会計処理（一般債権の貸倒見積高の算定及び未実現損益の消去）

---

<sup>1</sup> 審議資料では、企業会計基準第 12 号「四半期財務諸表に関する会計基準」を「四半期会計基準」、企業会計基準適用指針第 14 号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」を「四半期適用指針」、四半期会計基準と四半期適用指針を合わせて「四半期会計基準等」として表記している。

<sup>2</sup> 審議資料では、企業会計基準第 33 号「中間財務諸表に関する会計基準」を「中間会計基準」、企業会計基準適用指針第 32 号「中間財務諸表に関する会計基準の適用指針」を「中間適用指針」、中間会計基準と中間適用指針を合わせて「中間会計基準等」として表記している。

簡便的な会計処理として認める。

- (2) 切放し法（有価証券の減損処理及び棚卸資産の簿価切下げに係る方法）  
洗替え法を原則とし、例外的な取扱いとして従来から切放し法を採用していた  
企業は注記を条件に切放し法を認める。

5. 第 528 回企業会計基準委員会（2024 年 6 月 20 日開催）以降に行った審議状況は、  
以下のとおりである。

検討した項目	企業会計基準委員会
四半期会計基準等と中間会計基準等を 統合した（仮称）期中会計基準等の開発 の要否	第 535 回（2024 年 10 月 29 日）
開発にあたっての基本的な方針	
中間会計基準等において経過措置とし て定められた取扱い	
他基準修正への対応	
・ 中間会計期間の取扱いについて現行 の会計基準等で取扱いが明らかでない 項目の取扱い	第 528 回（2024 年 6 月 20 日） 第 530 回（2024 年 7 月 30 日）

### III. 本日の検討事項

6. 本日は、（仮称）期中会計基準等の体系（審議事項(4)-2）についてご意見をお伺い  
したい。
7. また、以下の文案についてご意見をお伺いしたい。
- (1) 「（仮称）期中財務諸表に関する会計基準(案）」（本文）の文案の検討（審議  
事項(4)-3）
- (2) 「（仮称）期中財務諸表に関する会計基準の適用指針(案）」（本文）の文案の  
検討（審議事項(4)-4）
8. 第 535 回企業会計基準委員会（2024 年 10 月 29 日開催）で聞かれた意見について  
は、審議事項(4)-5 に記載している。

以 上